

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

平成30年11月28日

- 1 計画等の案の名称
 - ・第4次「北海道食の安全・安心基本計画」(素案)
 - ・第4次「北海道食育推進計画」(素案)
- 2 参考資料の名称
 - ・食の安全・安心を確保するための施策の重点的な推進方向 新旧対比表(案)
 - ・北海道食育推進計画 現行計画・次期計画(素案)の対照表(案)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ(農政部食の安全推進局課食品政策課)への掲載(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/shs/02/keikaku_publiccomment.htm)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配付
 - ア 北海道農政部食の安全推進局食品政策課(道庁7F)
 - イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター(道庁別館3F)
 - ウ 各(総合)振興局(石狩振興局を除く)行政情報コーナー
 - エ 各(総合)振興局産業振興部農務課
- 4 意見等の募集期間
平成30年11月29日(木)～平成30年12月28日(金)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道農政部食の安全推進局食品政策課
 - (2) ファクシミリ 011-232-7334
 - (3) 電子メール slow.food@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方と共に平成31年2月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
なお、意見募集の結果の公表は「3 計画等の案及び参考資料の入手方法」に記載の方法に準じて行います。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村名のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出に当たっては、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日、休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、お問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ・郵送等により行います。

問い合わせ先
農政部食の安全推進局食品政策課
電話011-231-4111
(内線 27-694、666)
直通011-204-5430